

## 実務解説

# 半期報告書 作成上の留意点 (2024年9月期提出用)

(前) 企業会計基準委員会 専門研究員 **傳田陽一**

## 《まとめ》

- ・四半期報告書制度の廃止に伴う規定の整備を行うため、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正が行われている。当該改正は、従来の第2四半期報告書と半期報告書が同程度の記載内容となることを方針としている。
- ・「中間財務諸表に関する会計基準」等は、改正後の金融商品取引法の規定による半期報告書の提出が求められる最初の中間会計期間から適用するとされている。比較情報や会計方針の変更等について留意が必要である。
- ・改正「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等は、2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用とされている。一部については適用初年度の経過措置がある。
- ・このほか、「期中レビュー報告書」、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」についても留意が必要である。

## I はじめに

本稿は、2024年9月期の半期報告書における作成上の留意点についてまとめたものであり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という。）の改正に伴う留意点、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）か

ら改正・公表された企業会計基準等に関する留意点を中心に解説する。

なお、文中において意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えておく。

## II 令和5年金融商品取引法改正に伴う内閣府令の改正に係る留意点

令和5年金融商品取引法改正に伴い、四半期報告書制度の廃止に伴う規定の整備を行うため、開示府令の改正が行なわれており、2024年4月1日から施行されている。

当該改正は、従来の第2四半期報告書と半期報告書が同程度の記載内容となることを方針としており、四半期報告書の様式（第4号の3様式）については、四半期に係る財務情報の開示